

〔 平 15. 4 . 18 〕
〔 基礎小 27－2 〕

資 料

（相続税・贈与税関係）

目

次

・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	1
・ 平成15年度における税制改革についての答申　－あるべき税制の構築に向けて－（抄）	3
・ 相続時精算課税制度のポイント	5
・ 税率の改正	6
・ 相続税と贈与税の税率及び控除（15年度改正後）	7
・ 社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告「21世紀に向けての社会保障」－抄－	8
・ 高齢者関係給付費の推移	9
・ 世帯主の年齢階級別資産残高	10
・ 内閣府「平成13年度　国民生活白書」（抜粋）	11
・ 高齢者で高い金融資産（貯蓄残高－負債残高）（第1-32図）	12
・ 金融資産が少ない高齢者夫婦世帯でも3,000万円近くの実物資産を保有（第1-33図）	13
・ 最近における相続税の主な改正	14
・ 死亡保険金に係る相続税の非課税制度の概要	16
・ 死亡退職金に係る相続税の非課税制度の概要	16
・ 相続税の課税状況の推移	17
・ 国税収入に占める相続税収の割合の推移	18

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成14年 6月
税制調査会

第二 個別税目の改革

四 資産課税等

1. 相続税・贈与税

(1) 改革の基本的考え方 ―経済社会の構造変化への対応と負担の適正化―

相続課税を取り巻く環境は、次のように大きく変わってきている。

- ① 経済のストック化の進展により、今後、相続による資産移転の増加が見込まれること
- ② 社会保障の充実により老後扶養における公的な負担の役割が高まっていることから、相続時に残された個人資産については、その一部を社会へ還元する必要があると考えられること
- ③ 高齢化の進展により、相続による財産取得が相続人のライフサイクルのより後半にシフトしていく結果、相続財産が相続人の経済的基盤を形成する意味合いが相対的に薄れつつあること
かかる状況を踏まえ、従来より広い範囲に適切な税負担を求める必要がある。

その際、負担の適正化の観点から最高税率については引き下げる一方、累進は現行程度の水準を維持することが適当である。

暦年で単一年の課税であるわが国の贈与税においては、相続税の課税回避を防止する観点から税負担は比較的高い水準に設定されている。高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフトしていることから、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となってきた。高齢者の保有する資産（金融資産のみならず住宅等の実物資産も含む）が現在より早い時期に次世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった点も期待されよう。このような観点から、相続税・贈与税の調整のあり方（生前贈与の円滑化）を検討すべきである。

事業承継関連の特例措置については、中小企業の事業の円滑な承継に貢献している点は認められるが、相続後の事業継続に対する過大なインセンティブは、新規の創業や新たな事業展開とのバランスを失わせることを踏まえ、そのあり方を見直していく必要がある。

その際、高齢化の進展に伴い、相続人が被相続人と共に事業を行っていた場合の共に働いた期間も長期化していることから、生前における円滑な事業の移転を図ることや、相続までの財産形成への貢献に着目することが重要である。

(2) 相続税の改革の方向性

① 課税ベース

基礎控除については、「基本的考え方」及び地価の下落等を踏まえ、「広く薄く」の観点から引下げの方向で検討すべきである。なお贈与税の基礎控除については、相続税と贈与税の調整の検討において、相続税の基礎控除との関係を考慮し見直す必要がある。

死亡保険金・死亡退職金の非課税措置については、公的な社会保障制度の充実等を踏まえ、資産選択に対する中立性、簡素化などの観点から、廃止・縮減の方向で考えるべきである。

小規模宅地等の課税の特例をはじめとした事業承継関連の特例措置については、長期にわたる地価の低下等を踏まえ、将来的には事業用資産全体に適用される特例措置への改組も含め、そのあり方について検討する必要がある。

② 税率構造

最高税率については、個人所得課税の最高税率（50%）との較差が大きく、諸外国の例に比しても相当高いことに鑑み、引き下げることが適当である。

累進構造については、「基本的考え方」や、最高税率の引下げで高資産家の税負担は相当程度軽減され得ること等を勘案し、現行程度の累進を維持すべきである。

税率の刻み数に関しては、相続税は臨時・偶発的に発生するものであるため、遺産額により税負担を大きく変動させるのは適当でなく、遺産額に応じたある程度滑らかな負担の変化を確保することが望ましい。

平成15年度における税制改革についての答申(抄)

— あるべき税制の構築に向けて —

平成14年11月

政府税制調査会

第二 平成15年度税制改正における個別税目の改革

四 資産課税等

1. 相続税・贈与税

(1) 相続税・贈与税の一体化措置

高齢化の進展に伴って、相続による次世代への資産移転の時期が従来より大幅に遅れてきている。また、高齢者の保有する資産(住宅等の実物資産も含む)の有効活用を通じて経済社会の活性化にも資するといった社会的要請もある。かかる状況の下、相続税・贈与税の改革については、生前贈与の円滑化に資するため、生前贈与と相続との間で資産移転の時期の選択に対して税制の中立性を確保することが重要となってきた。こうした状況を踏まえ、相続税・贈与税の一体化措置を平成15年度税制改正において新たに導入する。この一体化措置は、従来の相続税と贈与税との関係を大きく見直すものであり、両税の抜本的改革として位置付けられるものである。

相続時点であれば各相続人別の正確な相続税額は確定しないというわが国の相続税制度の特徴(遺産取得課税方式と遺産課税方式のいわゆる併用方式)を踏まえ、この一体化措置は、相続時の累積課税方式とすることが適当であり、相続時精算課税制度(仮称)として具体化を図ることとする(参照 別紙)。

一体化措置の具体化に当たっては、住宅投資の促進にも資するとの観点にも留意すべきである。その際、現行の相続税・贈与税を前提とする住宅取得資金に係る贈与税の特例については、民法上の遺留分侵害を助長するおそれもあり、この一体化措置との間で整理が必要である。

(2) 相続税の課税ベース及び税率構造

① 課税ベース

「基本方針」で指摘したように、相続税については、経済のストック化、社会保障の充実、高齢化の進展を踏まえ、従来より広い範囲に適切な負担を求める必要があり、基礎控除の引下げ等課税ベースの拡大を図る。

② 税率構造

相続税の最高税率については、個人所得課税の最高税率(50%)との較差が大きく、諸外国の例に比しても相当高いことに鑑み、現行の70%から引き下げることが適当である。

累進構造については、個人所得課税を補完し、富の再配分を図るとの相続税の役割を踏まえれば、最高税率を引き下げるものの、全体として現行程度の累進が適切なものと考えられる。

税率の刻み数については、簡素化の観点及び遺産額に応じたある程度滑らかな負担の変化を確保する観点を踏まえて見直す必要がある。

(3) 贈与税(暦年課税)

一体化措置の対象とならない暦年課税の贈与税については存続することとなる。この場合、生前贈与による相続税の回避防止という性格は変わらないこと及び第三者に対する贈与についても課税対象となっていることを踏まえ、その累進構造については、相続税に比べて累進度の強い現状を維持すべきである。税率構造については、相続税に準じて見直すことが適当である。

相続時精算課税制度のポイント

《適用対象者》

- 贈与者は、満 65 歳以上の親
- 受贈者は、満 20 歳以上の子である推定相続人(代襲相続人を含む。)。人数の制限はない。

《適用手続》

- 贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに税務署へ本制度を選択する旨を届出
- 最初の贈与の際に届け出れば、相続時まで本制度の適用が継続
- ①受贈者である兄弟姉妹が別々に、②贈与者である父、母ごとに、選択可能

《適用対象となる贈与財産等》

- 贈与財産の種類、贈与金額、贈与回数に制限はない。

《税額の計算等》

(贈与時)

- ・ 制度の対象となる親からの贈与財産について、他の贈与財産と区別して、贈与時に贈与税(軽減)を納税
- ・ 申告を前提に、2,500 万円の非課税枠(限度額まで複数回 使用可)、これを超える部分については税率 20%で課税。
- ・ 住宅取得資金の贈与の場合に限り、贈与者年齢要件(65 歳以上)を撤廃するとともに、非課税枠を拡大(1,000 万円の上乗せ)。

(相続時)

- ・ 選択した子は、制度の対象となる親からの相続時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して計算した相続税額(計算方法は従来と同じ)から、既に支払った贈与税相当額を控除
- ・ 相続税額から控除しきれない贈与税相当額は還付
- ・ 相続財産と合算する贈与財産の価額は、贈与時の時価

○ 税率の改正

相続税

〔改正前〕

各法定相続人の取得金額	税率
～ 800 万円	10 %
～ 1,600 万円	15 %
～ 3,000 万円	20 %
～ 5,000 万円	25 %
～ 1 億円	30 %
～ 2 億円	40 %
～ 4 億円	50 %
～ 20 億円	60 %
20 億円 超	70 %



〔改正後〕

各法定相続人の取得金額	税率
～ 1,000 万円	10 %
～ 3,000 万円	15 %
～ 5,000 万円	20 %
～ 1 億円	30 %
～ 3 億円	40 %
3 億円 超	50 %

平成15年1月1日～

贈与税 (歴年課税)

〔改正前〕

課税価格	税率
～ 150 万円	10 %
～ 200 万円	15 %
～ 250 万円	20 %
～ 350 万円	25 %
～ 450 万円	30 %
～ 600 万円	35 %
～ 800 万円	40 %
～ 1,000 万円	45 %
～ 1,500 万円	50 %
～ 2,500 万円	55 %
～ 4,000 万円	60 %
～ 1 億円	65 %
1 億円 超	70 %



〔改正後〕

課税価格	税率
～ 200 万円	10 %
～ 300 万円	15 %
～ 400 万円	20 %
～ 600 万円	30 %
～ 1,000 万円	40 %
1,000万円 超	50 %

平成15年1月1日～

15年度改正後

相続税と贈与税の税率及び控除

相続税

〔税率表〕

(平成15年1月1日以後の相続)

各法定相続人の取得金額	税率
～ 1,000 万円	10 %
～ 3,000 万円	15 %
～ 5,000 万円	20 %
～ 1 億円	30 %
～ 3 億円	40 %
3 億円 超	50 %

〔基礎控除(改正なし)〕

全法定相続人が取得した遺産総額に対し、

5,000万円

+ (1,000万円 × 法定相続人数)

贈与税(相続時精算課税)

(平成15年1月1日以後の贈与)

〔税率表〕

課税価格	税率
〔非課税枠を超える部分について〕	一律 20 %
(相続時に精算)	

〔特別控除(非課税枠)〕

2,500万円 〔限度額まで
複数回 使用可〕

〔住宅取得資金等の贈与の場合〕
3,500万円
(1,000万円の上乗せ)

贈与税(暦年課税)

〔税率表〕

(平成15年1月1日以後の贈与)

課税価格	税率
～ 200 万円	10 %
～ 300 万円	15 %
～ 400 万円	20 %
～ 600 万円	30 %
～ 1,000 万円	40 %
1,000万円 超	50 %

〔基礎控除(改正なし)〕

各受贈者に対し、

110万円(毎年)

社会保障構造の在り方について考える有識者会議報告「21 世紀に向けての社会保障」一抄一

平成 12 年 10 月 24 日

Ⅱ 持続可能な社会保障

(高齢者の資産の問題)

- ・ 高齢者は、若い世代と比較すると、資産を多く保有している(*8)が、主に若年の世代の負担で担われている社会保障給付が充実し、老後扶養をより社会的に支えることにより高齢者の資産の維持に寄与する一方、最終的な相続の時点では、ほとんどの場合社会的な負担を求められることがなく、その資産は私的に移転している現状にある。
- ・ この点に着目すれば、社会保障制度の外側の問題ではあるが、資産の保有や相続に着目してより広く税負担を求めることは、給付と負担のバランスをとる方策の一つとなり得ると考えられる。

(*8)

高齢者の資産の実態については、現役世代に比べて、ストックの積み上げが見受けられる。世帯主の年齢階層ごとに家計資産（貯蓄・不動産）の全般的状況をみると、世帯主の年齢が高くなるにつれて家計資産額は増加している（ただし、この額の評価に当たっては、近年の地価の下落を考慮する必要がある。）。

- ・ 世帯主 40～49 歳の世帯：4,582 万円

- ・ 世帯主 70 歳以上の世帯：9,260 万円（「全国消費実態調査」（平成 6 年））

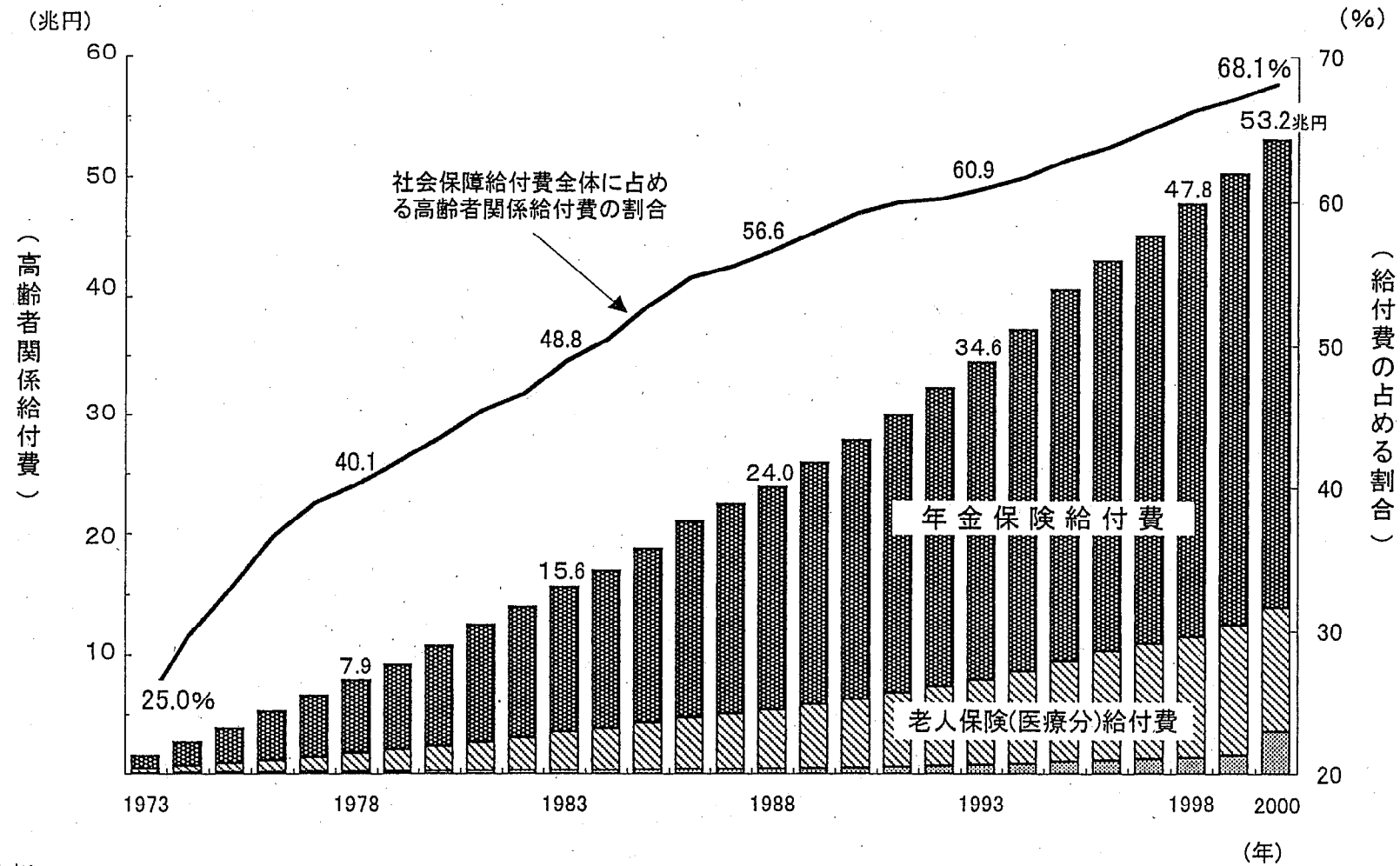
このうち、貯蓄については、世帯主の年齢階層別の 1 世帯（2 人以上の世帯）当たりの貯蓄をみると、高齢者ほど貯蓄は大きくなっている。

- ・ 世帯主 40～49 歳の世帯：1,294.1 万円

- ・ 世帯主 60 歳以上の世帯：2,345.7 万円（「貯蓄動向調査」（平成 10 年））

また、高齢者のいる世帯の持家率は平均で 8 割を超えており、全世帯の持家率（60.3%）を上回る状況にある（「住宅・土地調査」（平成 10 年））。

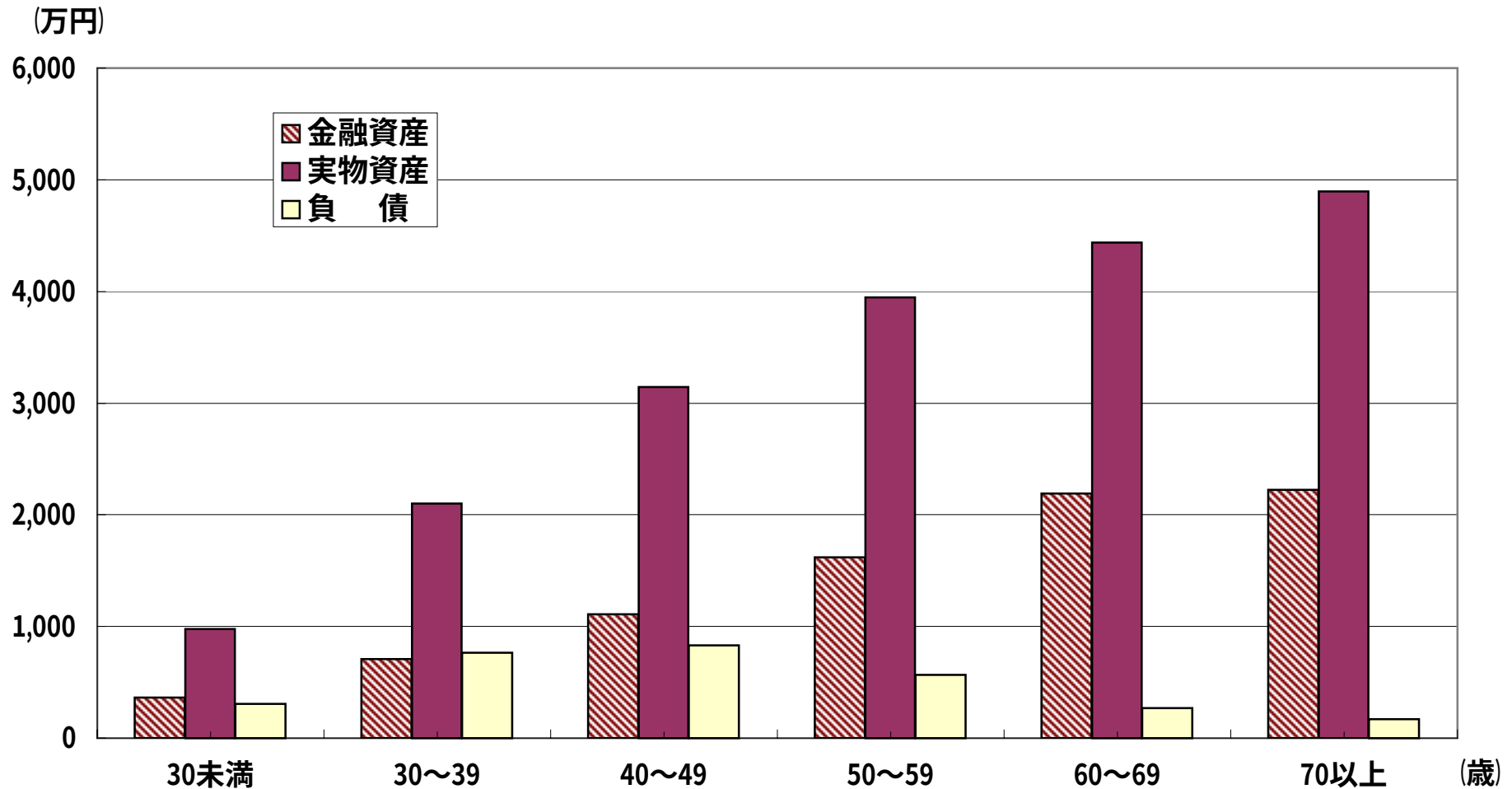
高齢者関係給付費の推移



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」により作成。

その他
 老人保健(医療分)給付費
 年金保険給付費
 給付費に占める割合

世帯主の年齢階級別資産残高



1. 総務省「全国消費実態調査(1999年)」により作成。
2. 世帯主の年齢階級別1世帯当たりの金融資産(貯蓄現在高)、実物資産、負債(負債現在高)。
3. 「金融資産」は、貯蓄現在高(負債現在高を差し引く前のもの)。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。
4. 「実物資産」は、住宅・宅地、耐久消費財、ゴルフ会員権等の資産の合計。
5. 「負債」は、郵便局、銀行、生命保険会社、住宅金融公庫等の金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金および月賦・年賦の残高などの金融機関外からの借入金の合計。

内閣府「平成13年度 国民生活白書」（抜粋）

第1章 3. 老親等の介護や扶養をする機能に関する変化 — 進む高齢化

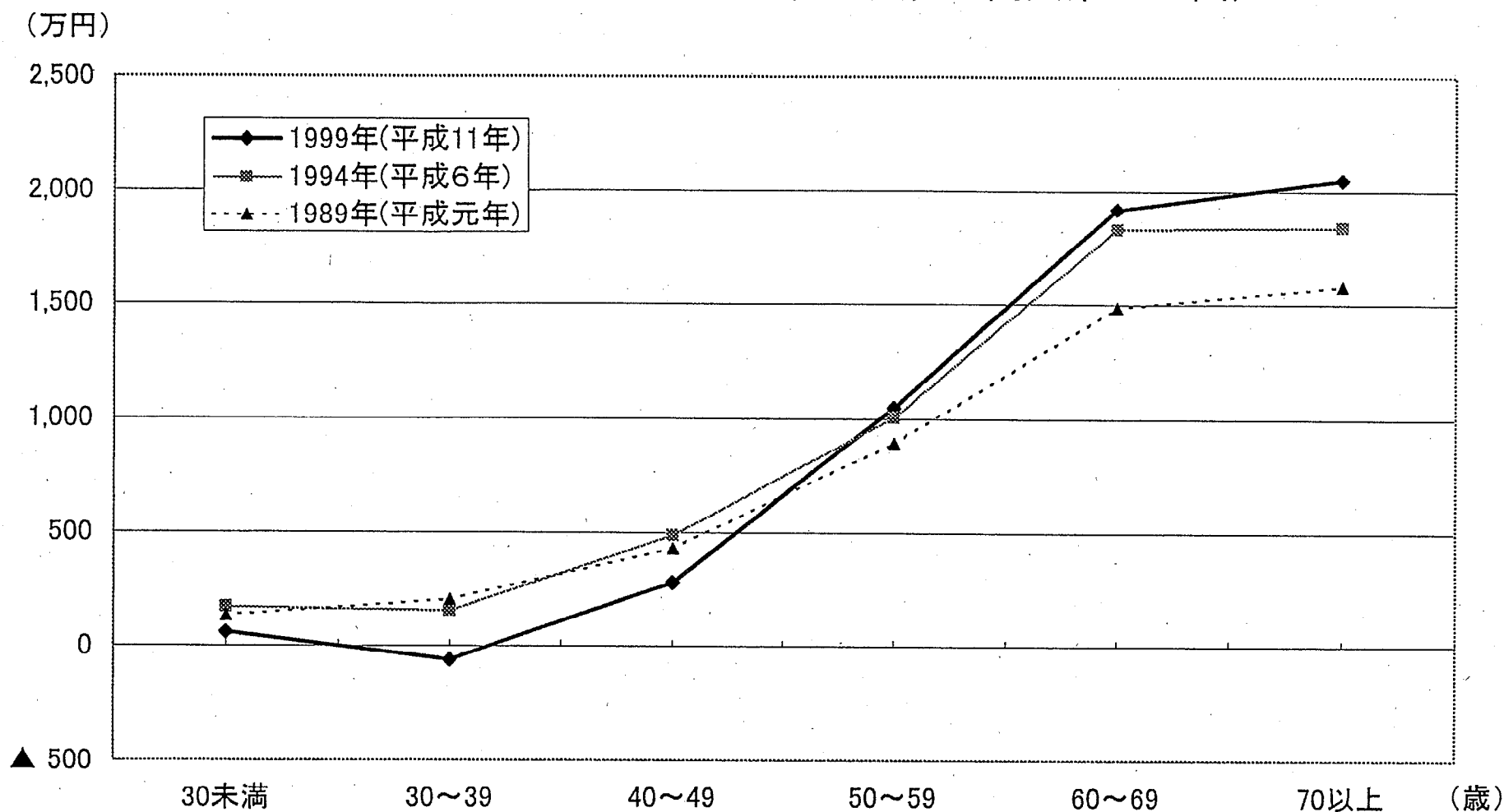
相対的に多い高齢世帯の資産

- 総務省「全国消費実態調査」によれば、貯蓄残高から負債残高を差し引いた金融資産額は、世帯主が60代以上の高齢世帯では、世帯主50代以下の世帯に比べて高くなっており、相対的に多くの金融資産を保有している。さらにこれは、10年前や5年前に比べ増加傾向にある（第1-32図）。

また、同調査により、実物資産（住宅・宅地資産残高）について、金融資産（貯蓄残高）階級別にみると、高齢者では持家世帯が多く（高齢夫婦世帯の持家率は88%）、その持家世帯では、金融資産の少ない高齢者夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）においても、実物資産を3,000万円近く保有している（第1-33図）。

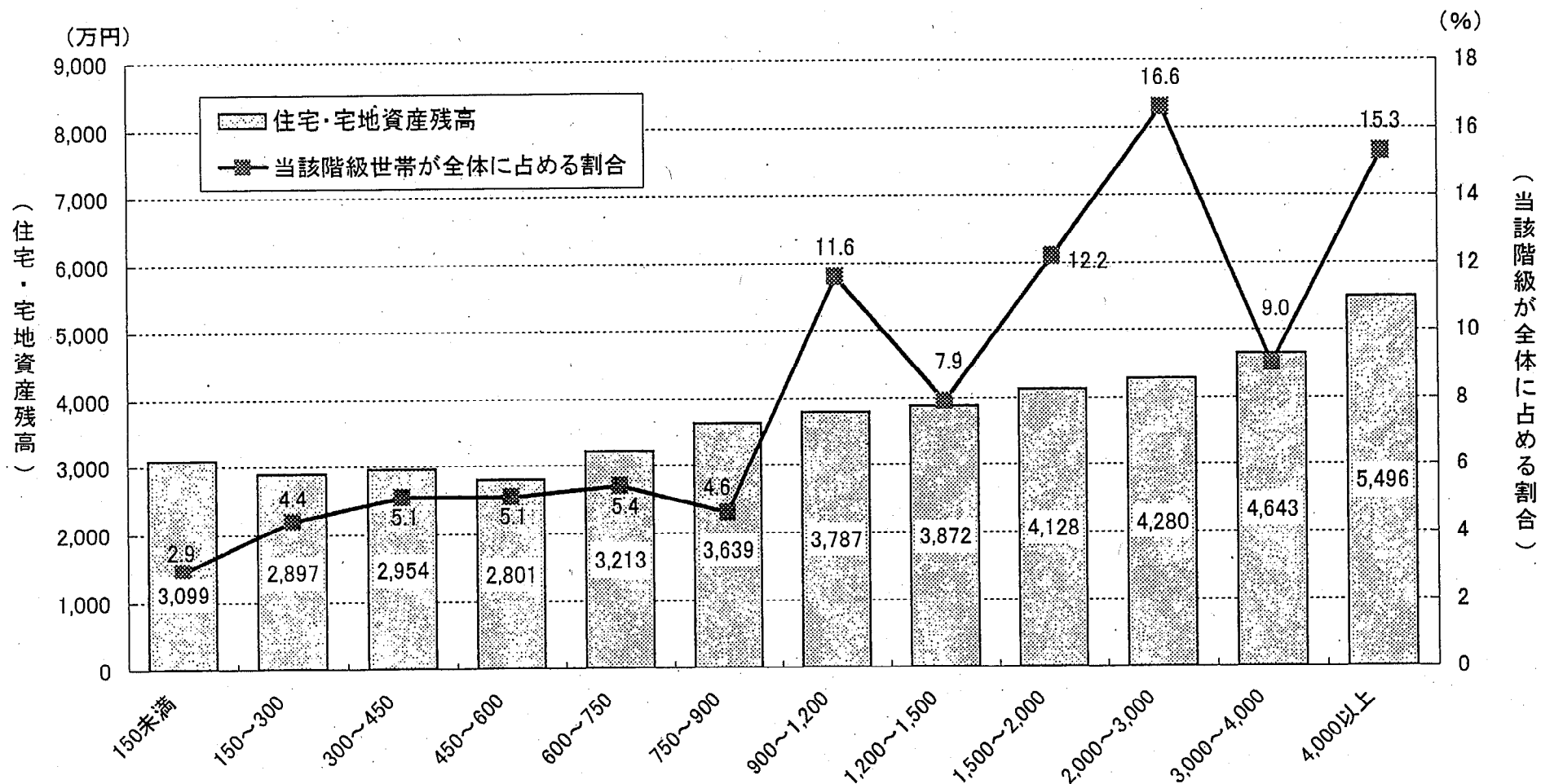
このように、高齢世帯は、金融資産を多く保有しており、金融資産が少ない世帯でも実物資産はある程度保有しているとみられる。

高齢者で高い金融資産(貯蓄残高－負債残高)(第1-32図)



- (備考) 1. 総務省「全国消費実態調査(1989年・1994年・1999年)」により作成。
 2. 世帯主の年齢階級別1世帯当たりの金融資産(貯蓄残高－負債残高)、貯蓄残高、負債残高。
 3. 「金融資産」は、貯蓄残高から負債残高を差し引いた純貯蓄残高。
 4. 「貯蓄残高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。「負債残高」とは、郵便局、銀行、生命保険会社、住宅金融公庫等の金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金および月賦・年賦の残高などの金融機関外からの借入金の合計。

金融資産が少ない高齢者夫婦世帯でも3,000万円近くの実物資産を保有(第1-33図)



(備考) 1. 総務省「全国消費実態調査」(1999年)により作成。

2. 夫65歳以上、妻60歳以上の高齢者夫婦世帯のうち、有業者のいない世帯の金融資産(貯蓄残高)階級(12区分)別住宅・宅地資産残高、当該階級世帯が全体に占める割合。

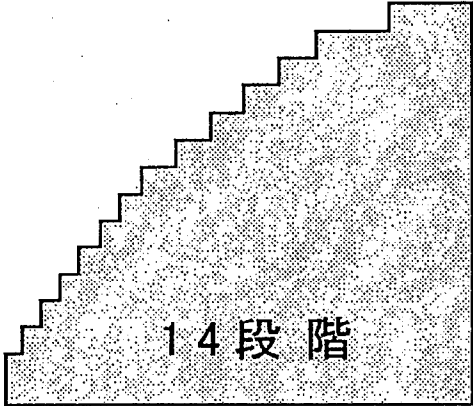
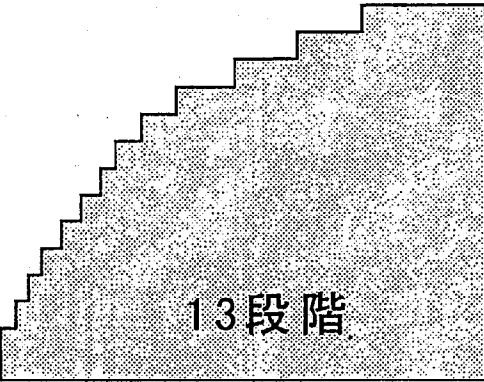
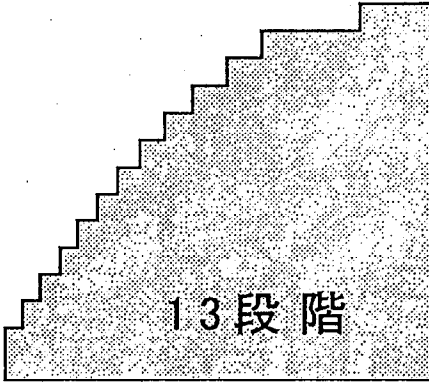
3. 「金融資産」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等の金融機関外への貯蓄の合計。

4. 「住宅・宅地資産残高」は、持家世帯のみの値(非持家世帯を含む各階級の残高を各階級の持家率で除して算出)。

5. 「当該階級が全体に占める割合」は、持家世帯のみの値(非持家世帯を含む世帯数に持家率を乗じて、各階級の世帯割合を算出)。

6. 高齢者夫婦世帯(有業者のいない世帯)の持家率は平均88%。

○ 最近における相続税の主な改正

	抜本改正前	抜本改正（昭和 63 年 12 月） （昭和 63 年 1 月 1 日以降適用）	平成 4 年度改正 （平成 4 年 1 月 1 日以降適用）
相続税	5 億円超 （最高税率 75%）  14 段階	5 億円超 （最高税率 70%）  13 段階	10 億円超 （最高税率 70%）  13 段階
基礎控除	2,000 万円 + 400 万円 × 法定相続人 （3,600 万円）	4,000 万円 + 800 万円 × 法定相続人 （7,200 万円）	4,800 万円 + 950 万円 × 法定相続人 （8,600 万円）
	昭和 62 年	平成 3 年	平成 5 年
課税割合	7.9%	6.8%	6.0%
負担割合	17.4%	22.2%	16.6%

（注 1）基礎控除の（ ）内は、法定相続人が 4 人（例：配偶者＋子 3 人）の場合の額である。

（注 2）課税割合は、課税件数／死亡者数であり、負担割合は、納付税額／合計課税価格である。

（注 3）合計課税価格とは、小規模宅地の特例による減額等を行った後、基礎控除を差し引く前の課税対象財産の価格である。

	平成 6 年度改正 (平成 6 年 1 月 1 日以降適用)	平成 15 年度 (現行) (平成 15 年 1 月 1 日以降適用)
相続税	5 億円超 $\longrightarrow$ 20 億円超 (最高税率 75%) (最高税率 70%) 9 段階	20 億円超 $\longrightarrow$ 3 億円超 (最高税率 75%) (最高税率 50%) 6 段階
基礎控除	5,000 万円 + 1,000 万円 $\times$ 法定相続人 (9,000 万円)	同 左
課税割合	平成 11 年 5.2%	平成 12 年 5.0%
負担割合	12.7%	12.3%

死亡保険金に係る相続税の非課税制度の概要

被相続人の死亡によって、相続人が受け取った生命保険金等のうち、被相続人が負担した保険料に対応する金額については、その相続人が相続によって取得した財産とみなされ相続税の課税対象となるが、この場合、次の金額に相当する部分については、相続税が非課税とされている。

死亡保険金の
非課税限度額

= 500万円 ×

法定相続人の数

死亡退職金に係る相続税の非課税制度の概要

被相続人の死亡によって、被相続人に支給されるべきであった退職手当金等を相続人が受け取った場合には、その相続人が相続によって取得した財産とみなされ相続税の課税対象となるが、この場合、次の金額に相当する部分については、相続税が非課税とされている。

死亡退職金の
非課税限度額

= 500万円 ×

法定相続人の数

相続税の課税状況の推移

区 分 年 分	死 亡 者 数 ・ 課 税 件 数 等				合 計 課 税 価 格		相 続 税 額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b)/(a)	被相続人 1人当たり 法定相続人数	合計額 (c)	被相続人 1人当たり 金 額	納付税額 (d)	被相続人 1人当たり 金 額	(d)/(c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和61	750,620	51,847	6.9	3.99	67,637	13,045.6	10,443	2,014.2	15.4
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.3	16,876	3,326.5	12.7
12	961,653	48,463	5.0	3.55	123,409	25,464.7	15,213	3,139.0	12.3

(備考) 1. “死亡者数(a)”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。

2. “被相続人1人当たりの法定相続人数”は、当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。ただし、昭和63年分には、更正の請求により納付税額がゼロとなった者の計数が含まれている。

3. “課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。

4. “納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。

国税収入に占める相続税収の割合の推移

年 度		国 税 収 入 (A)	相 続 税 収 (B)	割 合 (B/A)
		億円	億円	%
昭和	61	418,768	13,966	3.3
	62	467,979	17,791	3.8
	63	508,265	18,309	3.6
平成	元	549,218	20,177	3.7
	2	601,059	19,180	3.2
	3	598,204	25,830	4.3
	4	544,453	27,462	5.0
	5	541,262	29,377	5.4
	6	510,300	26,699	5.2
	7	519,308	26,903	5.2
	8	520,601	24,199	4.6
	9	539,415	24,129	4.5
	10	494,319	19,156	3.9
	11	472,345	18,853	4.0
	12	507,125	17,822	3.5
	13	479,481	16,745	3.5
	14	442,760	15,300	3.5
	15	417,860	13,510	3.2

(注1) 「国税収入」は一般会計分であり、「相続税収」には贈与税収を含む。

(注2) 平成13年度までは決算額、平成14年度は補正後予算額、平成15年度は当初予算額である。